3.4.　故障時の処置

　眠気警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が運転者席から容易に確認できる故障表示を行うこと。

4.　試験方法

4.1.　眠気警報装置の試験は、眠気の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者が定める条件に基づいて実施するものとする。

4.2.　試験には、参加者10名以上の試験を含めるものとする。

5.　判定基準

　4.の試験を行った結果、眠気警報装置が適切に眠気を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。この場合において、眠気検知の平均感度が40％以上となるものは適合とみなす。

別添135　脇見警報装置の技術基準

1.　適用範囲

　この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の12に規定する自動車に備える脇見警報装置について適用する。

2.　用語の定義

2.1.　「視認」とは、対象物を目視により確認する行為をいう。

2.2.　「前方視認エリア」とは、運転者が運転中に前方の交通状況を確認するための視認範囲をいう。

2.3.　「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。

3.　要件

3.1.　一般要件

　脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その状態が継続した場合に運転者へ報知する機能を有するものでなければならない。

3.2.　脇見の検知

3.2.1.　視認方向

　脇見警報装置は、運転者の視認方向を前方視認エリア及び前方視認エリア以外に区分して判定できるものでなければならない。前方視認エリアは運転者が前方交通状況を確認するための視認範囲として、製作者等が前面ガラスの透明部分に設定する領域とする。

3.2.2.　視認行動

　運転者の視認行動は、次に掲げるものに区分する。

3.2.2.1.　運転に必要な視認行動

イ　前方視認エリアにおける前方視認行動

ロ　室内ミラー、速度計その他の運転に必要な車室内装置の視認行動

ハ　右左折時、進路変更時、後退時等に行う側方又は後方の視認行動

ニ　車外ミラーその他の運転に必要な車室外装置の視認行動

3.2.2.2.　運転上必要な操作又は行動に伴う視認行動

イ　計器類の視認行動

ロ　空調装置、スイッチその他の車室内装置の操作に伴う視認行動

3.2.2.3.　継続した場合に不安全な状態となる視認行動

　3.2.2.1.及び3.2.2.2.に掲げるもの以外の視認行動

（新設）